

令和 6 年 9 月

第 5 回（定例会）

香 芝 市 議 会 議 案

香 芝 市

目 次

報第 1 6 号	令和 5 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について----- 1 頁
報第 1 7 号	損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について----- 3 頁
報第 1 8 号	損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について----- 5 頁
議第 4 5 号	香芝市行政組織条例の一部を改正することについて----- 7 頁
議第 4 6 号	香芝市手数料条例の一部を改正することについて----- 1 0 頁
議第 4 7 号	香芝市国民健康保険条例の一部を改正することについて----- 1 4 頁
議第 4 8 号	令和 6 年度香芝市一般会計補正予算（第 4 号）について----- 1 6 頁
議第 4 9 号	令和 6 年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について----- 1 7 頁
議第 5 0 号	令和 6 年度畑分川線（1 工区）上部工築造工事の請負契約の締結について----- 1 8 頁
議第 5 1 号	損害賠償の額の決定及び和解について----- 1 9 頁
議第 5 2 号	奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について----- 2 0 頁
議第 5 3 号	奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更することについて----- 2 4 頁
議第 5 4 号	奈良広域水質検査センター組合の解散について----- 2 6 頁
議第 5 5 号	奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について----- 3 0 頁

議第 5 6 号	奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて----- 3 4 頁
議第 5 7 号	計画の策定について----- 3 6 頁
認 第 1 号	令和 5 年度香芝市一般会計歳入歳出決算の認定について---- 3 7 頁
認 第 2 号	令和 5 年度香芝市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について----- 3 8 頁
認 第 3 号	令和 5 年度香芝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について----- 3 9 頁
認 第 4 号	令和 5 年度香芝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について----- 4 0 頁
認 第 5 号	令和 5 年度香芝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について----- 4 1 頁
認 第 6 号	令和 5 年度香芝市財産区財産特別会計歳入歳出決算の認定について----- 4 2 頁
認 第 7 号	令和 5 年度香芝市水道事業会計決算の認定について----- 4 3 頁
認 第 8 号	令和 5 年度香芝市下水道事業会計決算の認定について----- 4 4 頁
同 第 3 号	香芝市教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて----- 4 5 頁

令和5年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率
の報告について

香芝市の令和5年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年9月2日報告

香芝市長 三 橋 和 史

健全化判断比率及び資金不足比率の状況（令和5年度）

香 芝 市

1. 健全化判断比率（第3条第1項関係）

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.66)	— (17.66)	11.1 (25.0)	51.5 (350.0)

2. 資金不足比率（第22条第1項関係）

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業	— (20.0)
下水道事業	— (20.0)

備考

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額がない場合は、「—」を記載する。
- 2 香芝市の早期健全化基準及び経営健全化基準を括弧内に記載する。

報第 17 号

損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、公用車の運行に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 2 日報告

香芝市長 三 橋 和 史

専 決 処 分 書

公用車の運行に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年８月１４日

香芝市長 三 橋 和 史

１ 相手方

住所

氏名

２ 事故の概要

令和６年２月２０日午前９時５３分頃、近鉄下田駅南側の駅前広場に進入するため、下田西三丁目１８９番１３先の国道１６８号の右折車線を北方向へ走行していたところ、渋滞で停車していた左側直進車線の車両の間から飛び出してきた相手方自転車と接触し、両肩などを負傷させたものである。

３ 和解条項（人身損害に限る。）

- (１) 香芝市は、相手方に対し、本件事故に対する損害賠償として３３２，９２２円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (２) 香芝市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権、債務を有しないことを確認する。

４ 所管課

生活安全部生活安全課

報第 18 号

損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、道路の管理の瑕疵に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 2 日報告

香芝市長 三 橋 和 史

専 決 処 分 書

道路の管理の瑕疵に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年８月１５日

香芝市長 三 橋 和 史

1 相手方

住所

氏名

2 事故の概要

令和６年５月１９日午後１時３０分頃、逢坂六丁目６２４番１先の市道７－５１号線を相手車が東方向へ走行していたところ、降雨時の水溜まりにより深さが確認できない道路陥没部分に左側前輪が落ち込み、破損したものである。

3 和解条項

- (1) 香芝市は、相手方に対し、本件事故に対する損害賠償として４，０００円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (2) 香芝市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権、債務を有しないことを確認する。

4 所管課

都市創造部公園道路管理課

議第45号

香芝市行政組織条例の一部を改正することについて

香芝市行政組織条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年9月2日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市行政組織条例の一部を改正する条例

香芝市行政組織条例（平成５年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１条の見出し中「部」の次に「及び室」を加え、同条中「次の部」の次に

「及び室」を加え、「企画部」を「市長公室」に、
「生活安全部
福祉部
健康部」を「健康福祉部」

福祉部
家庭部」に改める。

第２条中「部の」を「前条に掲げる部及び室の」に改め、同条企画部の項中「企画部」を「市長公室」に改め、同項第５号中「総合企画」を「総合政策」に改め、同項第８号中「情報システム化の計画及び運営」を「議会」に改め、同項第９号中「統計」を「文書」に改め、同項に次の１号を加える。

(10) 法制に関すること。

第２条総務部の項を次のように改める。

総務部

- (1) 市行政一般に関すること。
- (2) 情報システム化の計画及び運営に関すること。
- (3) 市有財産に関すること。
- (4) 入札及び検査に関すること。
- (5) 予算及び財務に関すること。
- (6) 市税の賦課及び徴収に関すること。

第２条市民環境部の項に次の１号を加える。

(11) 統計に関すること。

第２条中生活安全部の項を削り、福祉部の項及び健康部の項を次のように改める。

健康福祉部

- (1) 保健衛生及び健康対策に関すること。
- (2) 介護福祉に関すること。
- (3) 国民健康保険に関すること。
- (4) 医療に関すること。
- (5) 社会福祉に関すること。
- (6) 生活支援に関すること。

子ども家庭部

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 母子保健に関すること。

(3) 認定こども園及び保育所に関すること。

(4) 放課後児童健全育成事業に関すること。

第2条都市創造部の項に次の1号を加える。

(9) 交通政策に関すること。

第3条中「掲げる部」の次に「及び室」を加え、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(危機管理監の設置)

第3条 前2条の規定にかかわらず、危機管理及び防災に関する事項並びに地域安全に関する事項を分掌させるため、第1条に掲げる部及び室の外に危機管理監を置く。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(香芝市表彰条例の一部改正)

2 香芝市表彰条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「定める部」の次に「及び室」を、「それぞれの長」の次に「並びに危機管理監」を加える。

(香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第32号）の一部を次のように改正する。

	「2	部長又は理事の職務	2
別表第2の8級の項中	3	議会事務局長の職務	3
	4	教育委員会事務局教育部長の職務」	4
			5

市長公室長の職務

部長又は理事の職務

議会事務局長の職務

教育委員会事務局教育部長の職務」

に改める。

議第46号

香芝市手数料条例の一部を改正することについて

香芝市手数料条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年9月2日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市手数料条例の一部を改正する条例

香芝市手数料条例（平成１２年条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表１の項中「戸籍の」を「戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第１０条第１項、第１０条の２第１項から第５項まで若しくは第１２６条の規定に基づく戸籍の」に、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「同法第１２０条第１項、第１２０条の２第１項若しくは第１２６条の規定に基づく戸籍証明書」に改め、同表２の項中「戸籍」を「戸籍法第１０条第１項、第１０条の２第１項から第５項まで又は第１２６条の規定に基づく戸籍」に改め、同表３８の項を同表４０の項とし、同表７の項から３７の項までを２項ずつ繰り下げ、同表６の項中「受理した書類」の次に「の閲覧又は同法第１２０条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの」を加え、「書類１件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの１件」に改め、同項を同表８の項とし、同表５の項中「（昭和２２年法律第２２４号）」を削り、「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書」の次に「の交付又は同法第１２０条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書」を加え、同項を同表７の項とし、同項の前に次のように加える。

６ 戸籍法第１２０条の３第２項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第６条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除か	除籍電子証明書提供用識別符号 １件につき７００円
---	-------------------------------------

れた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍 証明書の請求を行う場合を除く。)	
---------------------------------------	--

別表４の項中「除かれた」を「戸籍法第１２条の２において準用する同法第１０条第１項若しくは第１０条の２第１項から第５項までの規定又は同法第１２６条の規定に基づく除かれた」に改め、同項を同表５の項とし、同表３の項中「除かれた戸籍の」を「戸籍法第１２条の２において準用する同法第１０条第１項若しくは第１０条の２第１項から第５項までの規定若しくは同法第１２６条の規定に基づく除かれた戸籍の」に、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「同法第１２０条第１項、第１２０条の２第１項若しくは第１２６条の規定に基づく除籍証明書」に改め、同項を同表４の項とし、同表２の項の次に次のように加える。

３ 戸籍法第１２０条の３第２項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第６条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号 １件につき４００円
---	-------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 7 号

香芝市国民健康保険条例の一部を改正することについて

香芝市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市国民健康保険条例の一部を改正する条例

香芝市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「6箇月」を「6月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」に改める。

第22条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第19条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年9月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年8月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 第22条の改正規定の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第22条の改正規定の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議第 48 号

令和 6 年度香芝市一般会計補正予算（第 4 号）について

令和 6 年度香芝市一般会計補正予算（第 4 号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第 4 9 号

令和 6 年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
について

令和 6 年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、別紙のと
おり議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第 5 0 号

令和 6 年度畑分川線（1 工区）上部工築造工事請負契約 の締結について

令和 6 年度畑分川線（1 工区）上部工築造工事について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 9 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 6 年度畑分川線（1 工区）上部工築造工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 金 6 5 5, 5 5 5, 3 8 4 円 |
| 4 契約の相手方 | 五條市原町 2 1 2 番地
株式会社安部日鋼工業 奈良営業所
所長 早瀬 弘幸 |

損害賠償の額の決定及び和解について

公園の管理の瑕疵に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

香芝市長 三 橋 和 史

1 相手方

住所

氏名

（保護者

2 事故の概要

令和4年4月4日午後5時00分頃、相手方が、ガーデンハウス真美ヶ丘公園のブランコに座り、上体を後ろに反らして前から後ろに揺らして遊戯していたところ、相手方の額がブランコ直下のとがっていた足場マットに接触し、負傷したものである。

3 和解条項

- (1) 香芝市は、相手方に対し、本件事故に対する損害賠償として3,107,827円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (2) 香芝市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権、債務を有しないことを確認する。

4 所管課

都市創造部公園道路管理課

奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について

奈良県広域水道企業団を設立するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり規約を定めるため、奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町と協議することについて、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

奈良県広域水道企業団規約

(名称)

第1条 この一部事務組合は、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）という。

(構成団体)

第2条 企業団は、奈良県及び関係市町村（大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町及び下市町をいう。以下同じ。）（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 企業団は、水道事業及び水道用水供給事業の経営に関する事務並びにこれらに附随する事務を共同処理する。

2 企業団は、前項の事務を主体的に公営企業として共同処理するものであり、コンセッション方式（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第6項に規定する公共施設等運営事業をいう。）への移行又は民営化は行わない。

(事務所の位置)

第4条 企業団の主たる事務所は、磯城郡田原本町に置く。

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、次の各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数とする。

- (1) 給水人口（水道法（昭和32年法律第177号）第7条第4項に規定する給水人口をいう。以下同じ。）が5万人未満である関係市町村 1 関係市町村につき1人
- (2) 給水人口が5万人以上10万人未満である関係市町村 1 関係市町村につき2人
- (3) 給水人口が10万人以上である関係市町村 1 関係市町村につき3人
- (4) 奈良県 3人

2 企業団議員は、各構成団体の議会において、前項各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める数を、それぞれ当該各構成団体の議会の議員のうちから選挙する。

(議員の任期)

第6条 企業団議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 企業団議員が当該企業団議員の属する構成団体の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。

3 企業団議員に欠員が生じたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

(議長及び副議長)

第7条 企業団の議会は、企業団議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、企業団議員の任期による。

(企業団議会の事務局)

第8条 企業団の議会に事務局を置く。

(企業長)

第9条 企業団に企業長を置き、奈良県知事をもって充てる。

2 企業長は、企業団を統括し、これを代表する。

3 企業長の任期は、奈良県知事としての任期による。

(副企業長)

第10条 企業団に副企業長6人を置き、関係市町村の長のうち、次に掲げる者を企業長が任命する。

(1) 給水人口が上位2位までの市の長

(2) 前号に掲げる市以外の市の長のうち2人

(3) 町村の長のうち2人

2 副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、あらかじめ定められた順序に従いその職務を代理する。

3 副企業長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、企業長は、任期中においても、これを解職することができる。

(補助職員)

第11条 企業団に必要な職員を置く。

2 職員は、企業長が任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第12条 企業団に監査委員2人を置く。

2 前項の監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうちから選任する。

3 監査委員の任期は、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

4 監査委員に事務局を置く。

(運営協議会)

第13条 企業団の事務に関する重要な事項を協議するため、運営協議会を置く。

2 前項の運営協議会の委員は、構成団体の長をもって充てる。

(企業団の財務)

第14条 企業団の経費は、料金、企業債、補助金、構成団体が負担する負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の規定による負担金の額は、企業団と構成団体との協議により定める。

3 水道料金については、5年ごとに、向こう5年間の総括原価を基に算定した水準により、当該期間中の財政が健全に確保できるよう設定されたものであるかを検討し、また、当該期間中においても毎年度、設定された水道料金により財政の健全性に支障が生じていないかを確認するものとする。

(補則)

第15条 この規約の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、総務大臣の許可のあった日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和7年3月31日までの間は、第3条に規定する企業団の処理する事務は、同条の規定にかかわらず、同条の規定に関する事務の準備行為とする。

議第 53 号

奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による協議を行うに当たり、奈良広域水質検査センター組合規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約

奈良広域水質検査センター組合規約（平成7年4月1日奈良県指令地第1号）の一部を次のように変更する。

第17条の次に次の1条を加える。

（解散による事務の承継）

第18条 組合の解散に伴う事務の承継については、組合市町村が議会の議決を経てする協議をもって定める。

附 則

この規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。

議第 5 4 号

奈良広域水質検査センター組合の解散について

奈良広域水質検査センター組合の解散について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 8 条の規定により、次の協議書をもって協議を行うに当たり、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

奈良広域水質検査センター組合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により奈良広域水質検査センター組合を解散することについて、次のとおり定める。

（奈良広域水質検査センター組合の解散）

第1条 奈良広域水質検査センター組合（以下「組合」という。）は令和7年3月31日をもって解散する。

（事務の承継）

第2条 歳計現金は、解散後、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）に帰属させ、未収金及び未払金を清算させる。

2 前項の清算後に残余する現金（以下「残余金」という。）は、組合の構成団体（以下「組合構成団体」という。）の令和6年度経常経費負担金の負担割合に応じて、企業団が組合構成団体に交付する。

3 組合が保有している別表に掲げる団体に係る水質検査に関する文書（電子データを含む。）及び人事事務に関する文書並びに図書及び文献類は、企業団に引継ぐ。

4 別表に掲げる団体以外の組合構成団体に係る水質検査に関する文書（電子データを含む。）については、当該組合構成団体に引継ぐ。

5 組合の収支は解散の日をもって打ち切り、組合管理者であった御所市長が、これを決算する。

6 前項の規定による決算は、組合の事務を承継する企業団の企業長が、これを企業団の監査委員の審査に付し、その意見を付けて企業団の議会の認定に付するものとする。

別表

大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 宇陀市 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 高取町 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 吉野町 大淀町 下市町 磯城郡水道企業団

令和 年 月 日

大和高田市長 堀 内 大 造

大和郡山市長	上 田 清
天理市長	並 河 健
橿原市長	亀 田 忠 彦
桜井市長	松 井 正 剛
五條市長	平 岡 清 司
御所市長	東 川 裕
生駒市長	小 紫 雅 史
香芝市長	三 橋 和 史
葛城市長	阿 古 和 彦
宇陀市長	金 剛 一 智
山添村長	野 村 栄 作
平群町長	西 脇 洋 貴
三郷町長	木 谷 慎一郎
斑鳩町長	中 西 和 夫
安堵町長	西 本 安 博
曾爾村長	芝 田 秀 数
御杖村長	伊 藤 収 宜
高取町長	中 川 裕 介

明日香村長 森 川 裕 一

上牧町長 今 中 富 夫

王寺町長 平 井 康 之

広陵町長 山 村 吉 由

河合町長 森 川 喜 之

吉野町長 中 井 章 太

大淀町長 辻 本 眞 宏

下市町長 杵 本 龍 昭

黒滝村長 植 田 忠三郎

天川村長 車 谷 重 高

野迫川村長 吉 井 善 嗣

十津川村長 小山手 修 造

下北山村長 南 正 文

上北山村長 山 室 潔

川上村長 泉 谷 隆 夫

東吉野村長 水 本 実

磯城郡水道企業団企業長 高 江 啓 史

議第 55 号

奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について

奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、次の協議書をもって協議を行うに当たり、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

奈良広域水質検査センター組合の財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８９条の規定により奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分をすることについて、次のとおり定める。

（財政調整基金の配分）

第１条 奈良広域水質検査センター組合（以下「組合」という。）の財産調整基金は、解散時における組合の構成団体が平成７年度から令和５年度までの間に負担した施設整備負担金及び経常経費負担金の負担割合に応じて配分する。

（物品の譲与）

第２条 組合が保有する物品（図書及び文献類を除く。）は、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）に無償譲与する。

（退職手当支給事務負担金還付金の引継）

第３条 解散、脱退により奈良県市町村総合事務組合から還付される奈良県市町村総合事務組合退職手当支給事務負担金還付金は、企業団に引き継ぐ。

令和 年 月 日

大和高田市市長 堀 内 大 造

大和郡山市市長 上 田 清

天理市長 並 河 健

橿原市長 亀 田 忠 彦

桜井市長 松 井 正 剛

五條市長 平 岡 清 司

御所市長 東 川 裕

生駒市長 小 紫 雅 史

香芝市長	三 橋 和 史
葛城市長	阿 古 和 彦
宇陀市長	金 剛 一 智
山添村長	野 村 栄 作
平群町長	西 脇 洋 貴
三郷町長	木 谷 慎一郎
斑鳩町長	中 西 和 夫
安堵町長	西 本 安 博
曾爾村長	芝 田 秀 数
御杖村長	伊 藤 収 宜
高取町長	中 川 裕 介
明日香村長	森 川 裕 一
上牧町長	今 中 富 夫
王寺町長	平 井 康 之
広陵町長	山 村 吉 由
河合町長	森 川 喜 之
吉野町長	中 井 章 太

大淀町長	辻 本 眞 宏
下市町長	杵 本 龍 昭
黒滝村長	植 田 忠三郎
天川村長	車 谷 重 高
野迫川村長	吉 井 善 嗣
十津川村長	小山手 修 造
下北山村長	南 正 文
上北山村長	山 室 潔
川上村長	泉 谷 隆 夫
東吉野村長	水 本 実
磯城郡水道企業団企業長	高 江 啓 史

議第 5 6 号

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更すること
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定による協議を行うに当たり、奈良県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

奈良県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年３月１０日奈良県指令市町村第１１１８号）の一部を次のように変更する。

別表第１中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

計画の策定について

香芝市立地適正化計画を別紙のとおり策定したいので、香芝市議会の議決すべき事件を定める条例（令和 3 年条例第 21 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

認第1号

令和5年度香芝市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度香芝市一般会計歳入歳出決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和6年9月2日提出

香芝市長 三 橋 和 史

認第2号

令和5年度香芝市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

令和5年度香芝市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和6年9月2日提出

香芝市長 三 橋 和 史

認第3号

令和5年度香芝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について

令和5年度香芝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別紙のと
おり認定を求める。

令和6年9月2日提出

香芝市長 三 橋 和 史

認第4号

令和5年度香芝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度香芝市介護保険特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和6年9月2日提出

香芝市長 三 橋 和 史

認第5号

令和5年度香芝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度香芝市土地取得特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和6年9月2日提出

香芝市長 三 橋 和 史

認第6号

令和5年度香芝市財産区財産特別会計歳入歳出決算の
認定について

令和5年度香芝市財産区財産特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり
認定を求める。

令和6年9月2日提出

香芝市長 三 橋 和 史

認第7号

令和5年度香芝市水道事業会計決算の認定について

令和5年度香芝市水道事業会計決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和6年9月2日提出

香芝市長 三 橋 和 史

認第8号

令和5年度香芝市下水道事業会計決算の認定について

令和5年度香芝市下水道事業会計決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和6年9月2日提出

香芝市長 三 橋 和 史

同第3号

香芝市教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

令和6年10月11日付けで任期満了予定の香芝市教育委員会の委員の任命について、次の者を本市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年9月2日提出

香芝市長 三 橋 和 史

住 所	氏 名	生 年 月 日
	青 木 恒 夫	